

新制度

産前産後期間の国民年金保険料の免除制度について

平成31年4月から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に産前産後期間の保険料が免除される制度が始まります。

どのような制度？

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除され、その期間は保険料を支払っていたものとみなして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

- ※「出産」とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。
- ※制度の実施が平成31年4月1日からですので、平成31年4月分以降の国民年金保険料が対象です。
- ※第3号被保険者(厚生年金共済組合に加入している方に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)は対象となりません。

対象となる人

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

申請書類

- ◎出産日または出産予定日のわかる書類(母子健康手帳等)
- ◎申請書(窓口に備え付けています)

申請場所

- ▽本庁舎市民課国保年金係
- ▽各総合窓口センター
- ▽各出張所



出産予定日の6か月前から届け出ができますので、お近くの市役所窓口で速やかに手続きをしてください。ただし、届け出ができるのは、平成31年4月1日からとなります。

☎ 市民課国保年金係 ☎62-1118 鷹巣年金事務所 ☎62-1490

社会保険に加入したら国民健康保険の脱退手続きもお忘れなく！

国民健康保険は職場の健康保険などとは違い、加入するときや脱退するときに届け出が必要です。次の場合は14日以内に届け出をしてください。

こんなとき		必要なもの (下記以外に印鑑とマイナンバーの分かる書類)
国保へ加入するとき	退職して職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた日付の書かれた証明書
	職場の健康保険の扶養から外れた	扶養から外れた日付の書かれた証明書
国保を脱退するとき	国保の加入者が、就職して職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険証



学生として転出する場合は「マル学(学生用)保険証」の手続きを

北秋田市の国民健康保険に加入している方が、大学・高校などに就学するために北秋田市外に転出する場合は、引き続き国保の保険証を使用できますので手続きをお願いします。

(必要書類)

- ▽在学証明書または学生証のコピー
- ▽国民健康保険被保険者証
- ▽マイナンバーの分かる書類等
- ▽印鑑

☎ 市民課国保年金係 ☎62-1118

北秋田市防災ラジオに関するQ & A

～寄せられた声にお答えします～

☎ 総務課危機管理係 ☎62-6602

Q1：防災ラジオとはどのようなものか？

A1：災害からの避難行動を適切に行うためには、迅速な緊急情報の入手が必要です。防災ラジオは、全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急地震速報、ミサイル攻撃などの国民保護情報、大雨洪水警報や避難勧告などの緊急情報のほか、平常時には、市からのお知らせを市民の皆様へ直接伝えるためのラジオです。

防災ラジオ本体



Q2：貸与の期間はいつまで？

A2：期限はありません。防災ラジオは市からの貸与品となります。大切に取扱ってください。

Q3：1日中電源を入れておかないといけないの？

A3：必ず単3形アルカリ乾電池3本を本体に入れて、ACアダプタをコンセントに差し込んだ状態で使用してください。電源がつながっていれば、ラジオ電源がオフでも受信が可能です。

Q4：電池だけで何日使えるの？

A4：3日程度です。

Q5：電気代はいくらかかるの？

A5：1か月約30円程度です。

Q6：維持管理費は誰が負担するの？

A6：防災ラジオの維持管理(電気代や乾電池など)に係る経費は、各自の負担となります。

Q7：防災ラジオは停電時に使えるの？

A7：防災ラジオに、乾電池(単3形アルカリ乾電池3本)を入れることで停電時でも使用することができます。

Q8：電池が切れるときのサインはあるの？

A8：電池が消耗し切れそうになると電池ランプが赤く点滅します。その際は、電池を交換してください。また、古くなった電池を使用した場合には、液漏れが発生し基板故障の原因となるため、年1回の電池交換をお願いします。

Q9：放送を聞き逃した場合は？

A9：聞き直しボタンを押すことで、最後に受信した放送を繰り返し聞くことができます。

Q16：防災ラジオの使い方がわからない場合はどこに連絡すればいいの？

A16：市役所総務課危機管理係、防災ラジオコールセンター(365日24時間営業)へお問い合わせください。
◆市役所総務課危機管理係 ☎62-6602 ◆防災ラジオコールセンター ☎0120-388-280

Q10：AM、FM放送を聴いても受信は可能？

A10：割り込みで放送されます。

Q11：故障時は市で修理してもらえるの？

A11：故意に壊した場合を除き、市が修繕費用を負担します。なお、防水仕様ではないため屋内での使用に限ります。

Q12：受信環境の確認方法は？

A12：システム点検を兼ねて、毎日6時、12時、17時、20時に時報が流れます。時報が鳴らない場合は、総務課危機管理係までご連絡ください。

Q13：市内で転居した場合はどうなるの？

A13：市内で転居した場合は、変更届の手続きが必要となります。また、防災ラジオの設定変更が必要となるため、総務課危機管理係までご連絡ください。

Q14：事業所の廃止や死亡・転出等により世帯がなくなった場合は？

A14：防災ラジオを返却していただきます。総務課危機管理係又は各総合窓口センターへ返却時に返還届を提出してください。

Q15：申請内容に変更があった場合は？

A15：申請時の住所、申請者名に変更があった場合は、変更届が必要となります。総務課危機管理係又は各総合窓口センターで変更届を提出してください。